所管府省	又山儿伍立门政法人仍名称	の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番号	名目·趣旨等	文刊又は又田祖	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内:		点検結果の区分
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無	,
文部科学省	独立行政法人国立科学博 物館	4010505001182	該当なし											

[【]記載要領】 (注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。 (注2)「会費ーロ当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費ーロ当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。 (注3)公益法人の区分において、「公財1は「公益財団法人」、「公社1は「公益社団法人」をいう。